

# JUIDA会員様向け ドローン総合団体保険制度のご案内

## Webでのご加入手続きが可能となりました！

JUIDAでは、「無人航空機の安全に関する指針」を定めており、不測の事態に備えた保険加入を推奨しています。そのため、JUIDA会員企業・個人事業主様を対象としたドローンの業務使用等に際して生じる様々なリスクに対応するための保険制度を設立しております。

本制度は技能証明書を保有しているJUIDA会員様を対象としたJUIDA独自の制度です。ぜひご加入をご検討ください。



※想定される事故例であり、東京海上日動の保険金支払事例ではありません。

### ▶ 『機体の補償』と『賠償責任の補償』を同時に加入可能！

1度のお申込みで機体本体の損傷リスクの備える『機体の補償』と事故による対人・対物への損害賠償に備える『賠償責任の補償』をあわせてご加入いただけます。(いずれか一方のみのご選択も可能です)。

### ▶ 海外でも安心！一時的な海外使用中も補償

※海外プラン(D3,D4,S3,S4)にご加入の場合

### ▶ WEB加入で加入後も管理が簡単！

お客様ポータルで加入内容の確認や加入者証の発行が可能です。

**お申込みはWEBで簡単！  
ホームページで  
今すぐチェック！！**



※お申込みの差はJUIDA技能証明書番号のご入力が必要となります

※ 「ドローン総合団体保険制度」は、一般社団法人日本UAS産業振興協議会を契約者とし、契約者が技能証明書を保有しているJUIDA会員に対して加入勧奨する包括契約方式の保険(動産総合保険)です。ご加入の際はJUIDA技能証明書番号が必要です。

※ このチラシは「ドローン総合団体保険制度」の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「ドローン総合保険制度」HPに掲載の重要事項説明書を必ずお読みください。詳細は契約者である一般社団法人日本UAS産業振興協議会の代表者の方にお渡ししてある保険約款によりますが、ご不明な点がございましたらお問合せ先記載の代理店までご連絡ください。

※ 補償内容や詳細条件は下記HPをご覧ください。

<https://entry.tmnf1.form.tmnf.joinsure.jp/juida-10070003-202503/>

## お問い合わせ先

商品概要、申込方法等、ご不明点は、下記取扱代理店エイシーエフ までお問合せください

### 【取扱代理店】

エイシーエフ

〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷4-14-9

TEL: 03-6411-4873 (受付時間:10時~16時)

mail : [drone@a-c-f.jp](mailto:drone@a-c-f.jp)

HP : <http://www.a-c-f.jp>

FB : <https://www.facebook.com/drone.ACF/>

### 【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

担当課:航空宇宙・旅行産業部 航空営業課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5-1